

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和元年十二月二十四日から令和二年四月二十四日までに奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センターに到着するように提出してください。

令和元年十二月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ジョーシン大和高田店
所在地 大和高田市大字神楽二五〇―一ほか

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗の名称
（変更前）（仮称）ジョーシン大和高田店
（変更後）ジョーシン大和高田店

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名
（変更前）名称 上新電機株式会社
住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号
代表者 土井 栄次

（変更後）名称 上新電機株式会社
住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号
代表者 金谷 隆平

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
（変更前）名称 上新電機株式会社
住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号
代表者 土井 栄次
（変更後）名称 上新電機株式会社
住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 金谷 隆平

三 変更年月日

- 二の1 平成二十一年五月二十三日
- 二の2 平成二十八年六月二十八日
- 二の3 平成二十八年六月二十八日

四 届出年月日

令和元年十二月六日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和元年十二月二十四日から令和二年四月二十四日まで。ただし、奈良県の休日を含め、定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジョーシン桜井店

所在地 桜井市大字上之庄二〇一―一ほか

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）上新電機桜井上之庄店

（変更後）ジョーシン桜井店

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 上新電機株式会社

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 土井 栄次

（変更後）名称 上新電機株式会社

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 金谷 隆平

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
(変更前) 名称 上新電機株式会社

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 土井 栄次

(変更後) 名称 上新電機株式会社

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 金谷 隆平

三 変更年月日

二の1 平成二十四年十一月九日

二の2 平成二十八年六月二十八日

二の3 平成二十八年六月二十八日

四 届出年月日

令和元年十二月六日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和元年十二月二十四日から令和二年四月二十四日まで。ただし、奈良県の休日
を定める条例第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジョーシン東生駒店

所在地 生駒市小明町七四一―一ほか

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 上新電機株式会社

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 土井 栄次

(変更後) 名称 上新電機株式会社

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号
代表者 金谷 隆平

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 上新電機株式会社

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 土井 栄次

(変更後) 名称 上新電機株式会社

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 金谷 隆平

三 変更年月日

平成二十八年六月二十八日

四 届出年月日

令和元年十二月六日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和元年十二月二十四日から令和二年四月二十四日まで。ただし、奈良県の休日

定める条例第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジョーシン新店

所在地 葛城市北花内四〇―一の一部ほか

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 上新電機株式会社

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 土井 栄次

(変更後) 名称 上新電機株式会社

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号
代表者 金谷 隆平

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名
(変更前) 名称 上新電機株式会社

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号
代表者 土井 栄次

(変更後) 名称 上新電機株式会社

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号
代表者 金谷 隆平

三 変更年月日

平成二十八年六月二十八日

四 届出年月日

令和元年十二月六日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和元年十二月二十四日から令和二年四月二十四日まで。ただし、奈良県の休日
を定める条例第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジョーシン斑鳩店

所在地 生駒郡斑鳩町龍田西五丁目一二〇三番地ほか

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) 上新電機斑鳩店

(変更後) ジョーシン斑鳩店

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 上新電機株式会社

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号
代表者 中嶋 克彦

(変更後) 名称 上新電機株式会社

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 金谷 隆平

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 上新電機株式会社

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 中嶋 克彦

(変更後) 名称 上新電機株式会社

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 金谷 隆平

三 変更年月日

二の1 平成二十五年八月一日

二の2 令和元年六月二十五日

二の3 令和元年六月二十五日

四 届出年月日

令和元年十二月六日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和元年十二月二十四日から令和二年四月二十四日まで。ただし、奈良県の休日

定める条例第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジョーシン上牧店

所在地 北葛城郡上牧町大字上牧一八五九ほか

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名
（変更前） 名称 上新電機株式会社

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 土井 栄次

（変更後） 名称 上新電機株式会社

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 金谷 隆平

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 上新電機株式会社

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 土井 栄次

（変更後） 名称 上新電機株式会社

住所 大阪市浪速区日本橋西一丁目六番五号

代表者 金谷 隆平

三 変更年月日

平成二十八年六月二十八日

四 届出年月日

令和元年十二月六日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和元年十二月二十四日から令和二年四月二十四日まで。ただし、奈良県の休日
を定める条例第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで